

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第6区分
 【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公表番号】特表2005-500955(P2005-500955A)
 【公表日】平成17年1月13日(2005.1.13)
 【年通号数】公開・登録公報2005-002
 【出願番号】特願2003-523111(P2003-523111)
 【国際特許分類第7版】

B 6 5 D 88/12

B 6 1 D 3/20

B 6 5 D 90/02

B 6 5 D 90/16

【F I】

B 6 5 D 88/12 E

B 6 1 D 3/20

B 6 5 D 90/02 P

B 6 5 D 90/16

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月12日(2004.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくともベース(1)を具える荷搬送器(20)で、該ベースが実質的に正方形であり、かつ搬送器の幅及び長さを画定している荷搬送器において、該ベースがその各角部に1対のスピゴット受容位置(7)を有しており、各対が中心(13)を有しており、幅及び長さ方向の双方での中心(13)間の最小間隔を第1の距離(d)とし、幅及び長さ方向の双方での中心(13)間の最大間隔を第2の距離(D)としており、荷搬送器が、対応する車両フレームに設けられたスピゴットに、スピゴットの位置又は方向を調整することなく、4つの相互に直交する方向で取り付けられるように配置されることを特徴とする荷搬送器。

【請求項2】

ベースが、フォークリフト受け(2)を画定するフレームを4側面全てに有する、請求項1に記載の荷搬送器。

【請求項3】

ベースの各角部が、スピゴット受容位置のための1対の細長開口(7)を有する鋳造体又はプレートを具え、各対の開口の長軸が実質的に互いに直角である、請求項1又は2に記載の荷搬送器。

【請求項4】

2つの対向する側面部材(3)が、ベースから天板へ上向きに延在する、請求項1～3のいずれか一項に記載の荷搬送器。

【請求項5】

荷搬送器のその他の側面の少なくとも1つが閉鎖手段(5)を有する、請求項4に記載の荷搬送器。

【請求項6】

閉鎖手段(5)が1つ以上の扉又はシャッターとして形成される、請求項5記載の荷搬送器。

【請求項7】

第1の距離(d)が概ね2000mmである、請求項1～6のいずれか一項記載の荷搬送器。

【請求項8】

第2の距離(D)が約2245mmと約2275mmの間である、請求項1～7のいずれか一項に記載の荷搬送器。

【請求項9】

第2の距離(D)が概ね2259mmである、請求項8に記載の荷搬送器。

【請求項10】

少なくともベース(1)を具える荷搬送器(20)で、該ベースが実質的に正方形であり、かつ搬送器の幅及び長さを画定している荷搬送器において、該ベースがその各角部に1対のスピゴット受容位置(7)を有しており、該スピゴット受容位置(7)が、ベース(1)の対称軸に関して対照に配向されているため、荷搬送器が、対応する車両フレームに設けられたスピゴットに、スピゴットの位置又は方向を調整することなく、4つの相互に直交する方向で取り付け可能であることを特徴とする荷搬送器。

【請求項11】

前記スピゴット受容位置(7)が、それぞれ前記搬送器の長さ及び幅に平行に配置された2つの細長スピゴット受容溝を具える、請求項10に記載の荷搬送器。

【請求項12】

各スピゴット受容位置(7)の前記細長スピゴット受容溝が単一のL字開口を形成する、請求項11に記載の荷搬送器。

【請求項13】

少なくとも1組のスピゴット(8)を具える道路又は鉄道車両用フレーム(25)において、スピゴットの各組が、請求項1～12のいずれか一項に記載の搬送器(20)のスピゴット受容位置と嵌合するように配置されており、車両を支持するフレーム(25)に関して4つの相互に直交する方向のいずれにおいても、搬送器がスピゴットにより保持可能であることを特徴とするフレーム。

【請求項14】

少なくとも1組のスピゴット(8)を具える道路又は鉄道車両において、スピゴットの各組が、請求項1～12のいずれか一項に記載の搬送器(20)のスピゴット受容位置と嵌合するように配置されており、前記車両に関して4つの相互に直交する方向のいずれにおいても、搬送器がスピゴットにより保持可能であることを特徴とする車両。